

大阪市告示第898号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	令和7年7月7日（月）	午後0時30分から 午後9時00分まで
	令和7年7月14日（月）	午後0時30分から 午後9時00分まで
	令和7年7月28日（月）	午後0時30分から 午後9時00分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	令和7年7月7日（月）	午後0時30分から 午後7時00分まで
	令和7年7月14日（月）	午後0時30分から 午後7時00分まで
	令和7年7月28日（月）	午後0時30分から 午後7時00分まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	令和7年7月7日（月）	午後1時50分から 午後7時00分まで
	令和7年7月14日（月）	午後1時50分から 午後7時00分まで
	令和7年7月28日（月）	午後1時50分から 午後7時00分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）